

仮称越谷広域斎場整備等事業

募 集 要 項

平成15年4月

越谷市

【 目 次 】

1	募集要項の目的	1
2	事業の概要	2
	(1) 事業名	2
	(2) 対象となる公共施設の種類	2
	(3) 施設の位置づけ	2
	(4) 公共施設等の管理者等	2
	(5) 事業目的	2
	(6) 事業内容	3
	(7) 施設構成	3
	(8) 事業に必要とされる関連法令等	4
	(9) 事業の範囲	4
	(10) 事業スケジュール	6
	(11) 事業方式	6
3	参加資格要件	7
	(1) 応募者の構成	7
	(2) 応募者の参加資格要件	7
	(3) 参加資格の喪失等	9
4	募集及び選定の手順	10
	(1) 募集及び選定スケジュール	10
	(2) 応募手続き	10
	(3) 提案の審査	11
	(4) 事務局(応募に係る連絡先)及び協力者	12
5	事業者の業務内容に関する事項	13
	(1) 事業フレーム	13
	(2) S P C	13
	(3) 施設整備業務	13
	(4) 運営及び維持管理業務	15
	(5) 業務の委託等	15
	(6) S P Cの事業権契約上の地位	16
	(7) 市とS P Cの責任分担	16
	(8) 土地の使用等	17
6	提案価格の算定方法及びサービスの対価の支払等に関する事項	18
	(1) 提案価格の構成	18
	(2) 提案価格の算定方法	18
	(3) サービスの対価の支払い	20
	(4) サービスの対価の増額措置	20

(5) サービスの対価の減額措置	20
(6) サービスの対価の改訂	21
(7) 債権の取扱い	21
7 契約に関する事項	22
(1) 契約の枠組み	22
(2) 契約手続き	22
(3) 契約保証金	22
8 その他事業実施に際して必要な事項	23
(1) 誠実な業務遂行義務	23
(2) 構成企業の役割	23
(3) 日本政策投資銀行の融資等の取扱い	23
9 提出書類作成要領	24
(1) 提出書類	24
(2) 作成要領	25
(3) 提出書類に関する留意事項	27

別添資料 1 要求水準書

別添資料 2 事業者選定基準書

別添資料 3 提出書類の様式集

別添資料 4 条件規定書

1 募集要項の目的

越谷市（以下「市」という。）は、仮称越谷広域斎場整備等事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成14年10月15日に公表した「仮称越谷広域斎場整備等事業の実施方針」（以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問及び意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、平成15年3月27日、本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定することを目的として、公募型プロポーザルにより募集するものである。

本募集要項に添付する要求水準書、事業者選定基準書、提出書類の様式集及び条件規定書は、本募集要項と一体のものとする。なお、本募集要項が、実施方針及び質疑回答書と相違がある場合は、本募集要項の規定を優先するものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

仮称越谷広域斎場整備等事業

(2) 対象となる公共施設の種類

斎場

(3) 施設の位置づけ

越谷市、吉川市及び松伏町(以下「本圏域」という。)の広域斎場として位置づける。

(4) 公共施設等の管理者等

越谷市長 板川 文夫

(5) 事業目的

本圏域では、既存斎場施設の老朽化及び狭隘化が進んでいるのが現状である。今後、急速な高齢化を迎え、施設利用の増加が予測されることから、新しい施設を早急に整備する必要がある。

埼玉県東南部都市連絡調整会議による「4市2町による斎場の在り方に関する調査報告」(平成8年3月)においても、越谷市斎場と吉川市火葬場の両施設について、「...総需要が増加する動向を踏まえると、...稼動状況は限界に達しており、...これら2つの施設を主に利用している越谷市、吉川市(平成8年4月市制を施行)及び松伏町の1市2町では、特に将来に対しての不安が大きい。」と報告している。本調査報告を受け、市は「越谷広域斎場基本計画」(平成13年3月)を策定し、小規模分散配置から適正規模に統合整備し、広域の総合斎場を整備することにした。

本事業を進めるにあたっては、施設規模拡大に伴うメリットの確保、周辺環境との調和、総合的な斎場サービスの質の向上等を図ることが必要である。また、財政支出の削減、効率化を図っていくことも本圏域の重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上を図り、かつ、効率化財政支出の削減、財政支出の長期平準化を目指すものである。

(6) 事業内容

ア 施設の名称

仮称越谷広域斎場

イ 施設

火葬場、葬祭場及びその附属施設（以下「斎場施設」という。）

ウ 立地場所

越谷市大字増林地内

エ 敷地面積

32,200㎡

オ 業務内容

斎場施設の設計及び施工に係る業務

斎場施設の運営及び維持管理に係る業務

(7) 施設構成

ア 火葬場

火葬場には、火葬業務の円滑な運営が可能となるように、火葬炉数や利用者ニーズ等を踏まえた告別、収骨及び休憩のスペースを確保するものとし、各スペースの配置、規模等については事業者の提案とする。

なお、詳細な施設の構成及び仕様については要求水準書を参照のこと。

イ 葬祭場

葬祭場には、式場を4室設け、全体の利用可能人数を概ね320人程度とし、配置、規模等については事業者の提案とする。

なお、詳細な施設の構成及び仕様については要求水準書を参照のこと。

ウ その他附属施設

- ・ 駐車場
- ・ 外構

(8) 事業に必要とされる関連法令等

事業者は、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとし、関連する法令等は下記のとおり。

- ア 墓地、埋葬等に関する法律
- イ 都市計画法
- ウ 建築基準法
- エ 消防法
- オ 電気事業法
- カ 大気汚染防止法
- キ 悪臭防止法
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ケ 騒音規制法
- コ 振動規制法
- サ 労働安全衛生法
- シ 高圧ガス事業法
- ス 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- セ 危険物の規制に関する政令
- ソ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- タ その他関係法令等

(9) 事業の範囲

本事業は、P F I 法に基づき、新たに斎場施設の建設、運営及び維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。具体的な事業範囲は下記の業務を含むものとする。詳細については、要求水準書を参照のこと。

ア 事業者の業務範囲

斎場施設の整備及び敷地造成に係る業務

- ・ 斎場施設の基本設計、実施設計及びその関連業務
- ・ 敷地造成及びその関連業務
- ・ 斎場施設整備及びその関連業務
- ・ 所有権移転業務

斎場施設の運営に係る業務

- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務

- ・収骨業務
- ・売店及び食堂業務
- ・葬祭場運営業務
- ・動物炉運営業務
- ・料金徴収代行業務
- ・その他事務支援業務
- 斎場施設の維持管理に係る業務
- ・建物保守管理業務
- ・建物設備保守管理業務
- ・外構維持管理業務
- ・清掃業務
- ・環境衛生管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・警備業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・予約受付システム保守管理業務

イ 市の業務範囲

斎場施設の整備及び敷地造成に係る業務

- ・斎場施設の基本設計、実施設計の確認業務及びその関連業務
- ・敷地造成の検査業務
- ・斎場施設の検査業務
- 斎場施設の運営及び維持管理に係る業務
- ・計画の検査業務
- ・監視（モニタリング）業務
- ・残骨灰及び集じん灰の処理業務
- ・予約受付業務

事業対価の支払に係る業務

- ・設計及び建設に要する費用の支払業務
- ・運営及び維持管理に要する費用の支払業務

(10) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下の通りである。

ア	実施方針に関する質問回答、意見招請	平成14年10月
イ	特定事業の選定の公表	平成15年3月
ウ	プロポーザルの公告	平成15年4月
エ	優先交渉権者の決定	平成15年8月
オ	事業者と仮契約締結	平成15年11月
カ	事業者と本契約締結	平成15年12月
キ	建設完了	平成17年6月
ク	供用開始	平成17年8月
ケ	事業終了	平成38年3月末

(11) 事業方式

B T O方式 (Build, Transfer and Operate : 事業者が施設を建設し、竣工後速やかに市に所有権を移転し、事業期間中、運営維持管理業務を遂行する方式) を事業手法として整備を行う。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者（以下「応募者」という。）は、あらかじめグループの代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有しており、かつ、事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）の筆頭株主となること、及びSPCが発行する株式のうち33.4%以上を保有することが必要である。

(1) 応募者の構成

応募者は、下記に示す全ての企業（以下「構成企業」という。）により構成される企業グループとする。

- ・火葬炉を除く斎場施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- ・火葬炉を除く斎場施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）
- ・火葬炉を設計、整備及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）
- ・火葬炉を除く斎場施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）
- ・火葬炉を除く斎場施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

なお、「建設企業が設計企業を兼ねること」「建設企業や火葬炉企業が運営企業若しくは維持管理企業を兼ねること」「運営企業が維持管理企業を兼ねること」は、いずれも可能とする。

また、以下の企業を構成企業に含めることも可能とする。

- ・本事業を行うための出資のみを行う企業（以下「出資企業」という。）

(2) 応募者の参加資格要件

ア 基本的な資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

設計企業のうち一社以上が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

建設企業のうち一社以上が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木建築一式工事及び機械器具設置工事につき、特定建設業の許可を得ていること。

構成企業のうち一社以上が、越谷市競争入札参加資格者名簿に登録しており、かつ、一社でも指名停止期間中でないこと。

下記の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。

商法第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告

破産法第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て
旧和議法第12条の規定による和議開始の申立て
会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）
民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く）

イ 経営状況

ア に定める特定建設業の許可を受けた建設企業のうち一社以上が、経営事項審査結果通知書（資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの）の総合評点が1200点以上であること。

ウ 納税状況

最近2年間、構成企業が一社でも、本店所在地において下記の滞納をしていないこと。

国 税 : 法人税、消費税
県 税 : 法人事業税
市町村税 : 法人市町村民税、固定資産税

エ 斎場施設の提案技術に関する実績

資格確認基準日を起点とする過去10年間に下記の実績を有する者であること。

なお、増改築は実績として考慮しないものとする。

火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の設計の実績
火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の施工の実績
火葬場（火葬炉を除く）又は葬祭場の運営の実績
火葬炉の設計の実績
火葬炉の施工の実績
火葬炉の保守管理の実績

オ その他の参加不適格者

応募者は、以下の要件を満たす者を構成企業に含めないこと。

本事業の業務に携わっている者（コンサルタント業務等：株式会社日本総合研究所及び株式会社浪速設計が該当）

選定審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関係会社

カ 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成15年5月を予定

(3) 参加資格の喪失等

ア 参加資格の喪失

応募者は、優先交渉権者の選定結果が公表されるまでの間に以下のいずれかに該当した場合、その事実が判明した時点で参加資格を喪失するものとする。

- 一 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業となっている場合
- 一 応募者の構成企業が、他の応募者の提案に協力している場合
- 一 応募者が、他の応募者の構成企業から提案に関する協力を得ている場合
- 一 応募者が、機密情報を不正に入手する等の行為を働いた場合
- 一 応募者が、(2)アの基本的な資格要件を満たせなくなった場合

イ 構成企業の変更

参加表明書の提出後、構成企業の変更は認めない。

ただし、以下の事項が生じた場合、市は当該応募者に対して構成企業の変更を要請することができる。当該応募者が要請に応じない場合、市は、当該応募者がア又は に該当するおそれがあると判断し、当該応募者の参加資格を喪失させることができる。

- ・ 一 応募者の構成企業と他の応募者の構成企業が、親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は商法211条の1に定めるとおりとする）
 - ・ 一 応募者の構成企業と他の応募者の構成企業が、同一企業の子会社である場合
- なお、いかなる場合においても、代表企業の変更は認めない。

4 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュールは表1の通り設定する。

表1 募集及び選定スケジュール

平成14年10月	実施方針に関する質問回答、意見招請
平成15年3月	特定事業の選定の公表
平成15年4月	プロポーザルの公告
平成15年4月	募集要項の配布
平成15年4月	募集要項の説明会
平成15年5月	募集要項に関する質問の受付及び回答
平成15年5月	事業者からの参加表明、資格審査申請書類の提出
平成15年5月	資格審査
平成15年7月	提案書の提出
平成15年8月	優先交渉権者の選定
平成15年11月	事業者と仮契約締結
平成15年12月	事業者と本契約締結

(2) 応募手続き

ア 説明会の開催

本募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。説明会への参加希望者は、平成15年4月3日(木)～4月7日(月)までに企業名及び参加人数を電子メールにより連絡すること。書式は自由とする。なお、参加者数によっては、一企業からの参加者数の調整を行うことがある。

日時 平成15年4月8日(火)午後1時30分から
場所 越谷市中央市民会館4階A・B会議室

イ 質問受付

本募集要項等に記載している内容に対する質問を次のとおり受け付ける。

受付日時 平成15年4月3日(火)～平成15年4月14日(月)

提出方法 質問書(様式1)に記入のうえ、事務局へ電子メールにより提出すること。

ウ 質問回答

質問内容及び回答は、平成15年5月6日(火)から市ホームページにて公表する。

エ 書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格審査申請書類を次のとおり提出する。

提出日時 平成15年5月16日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

提出方法 提出様式により、事務局へ持参すること。

なお、資格審査に関する質問は、「イ 質問受付」の期間終了後も適宜受け付けるものとする。

オ 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を、資格審査申請を行った応募者の代表企業に対して、平成15年5月30日(金)までに発送する。

カ 応募を辞退する場合

参加表明以降、応募者が応募を辞退する場合は、提案辞退届(様式6)を平成15年7月18日(金)までに事務局へ提出すること。

キ 提案書の受付

資格審査に合格した応募者は、提案書類を次により提出すること。なお、提案書類の作成については、「8 提出書類作成要領」に従うこと。

提出期限 平成15年7月25日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

提出方法 提出様式により、事務局へ持参すること。

(3) 提案の審査

ア 審査会

学識経験者で構成する「越谷市PFI事業者選定審査会」(以下「選定審査会」という。)において提案書の審査を行う。

イ 審査及び選定手順

審査は、事業者選定基準書に基づき、設計、施工、運営、運営維持管理等のサービス水準面からの定性的評価、また、コスト面からの定量的評価を行い、最も優れたものを選定する。

ウ 審査項目

審査項目は事業者選定基準書を参照のこと。

エ 審査結果の公表

市は、選定審査会における結果を取りまとめて、市のホームページ等で公表する。

なお、審査結果に係る電話等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできないこととする。

(4) 事務局(応募に係る連絡先)及び協力者

事務局 : 越谷市企画部企画課企画調整担当(担当:並木、森、榊)
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話番号 048-963-9112(直通)
ファクシミリ 048-965-8028
電子メール 10020100@city.koshigaya.saitama.jp
ホームページ <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

協力者 : 株式会社日本総合研究所
〒102-0082 東京都千代田区一番町16番
株式会社浪速設計
〒557-0014 大阪府大阪市西成区天下茶屋3-28-23

5 事業者の業務内容に関する事項

(1) 事業フレーム

選定された事業者は、本事業を行うためのSPCを設立し、市と事業契約を締結する。

SPCが施設を設計し、施工を完了した後、市に所有権を移転し、市がその費用を割賦で支払う。

その後、SPCが契約に基づいて運営及び維持管理を行い、市がその費用を支払う。

(2) SPC

SPCは、本事業を実施するために設立された商法（明治32年法律第48号）上の株式会社で、市と仮契約を締結するまでに設立するものとし、本事業以外の業務は行わないものとする。

また、SPCは、提案書に示される方法によって、本事業を実施するために必要な資金を調達する。SPCの株式には、市に事前承諾を得ることによって、SPCに融資する金融機関等のために担保権を設定できるものとする。

このとき、構成企業は必ずSPCへ出資を行うものとし、構成企業以外の企業がSPCに出資することは認めない。構成企業に変更が生じた場合は、変更後の構成企業が必ずSPCへ出資を行うものとする。

(3) 施設整備業務

SPCは、要求水準書に示す条件及び以下に従い、施設の設計及び施工を行う。

ア 設計時

SPCは、市に対して月1回、状況の報告を行うほか、設計内容について、市と定期的に打ち合わせを行う。打ち合わせの回数については、市とSPCが協議して定めるものとする。

イ 各種申請時

SPCは、斎場施設の施工等に係る申請書等（建築確認申請書等）を作成し申請するものとし、その他市が申請する他法令に基づく申請書の作成についても、協力するものとする。

また、SPCは、建築確認申請が受理された段階で、次の図書を市に提出する。

- ・配置図
- ・平面図

- ・立面図
- ・断面図
- ・設備計画図
- ・構造図
- ・透視図

ウ 建設時

S P C は、建設業法等に規定される工事監理者を設置して工事監理を行い、市に対して月 1 回、工事監理者から報告書を提出させ、工事現場での施工状況の説明を行わせる。

エ 建設完了時

S P C は、施工記録を整理し、次の図書及び詳細図を含む全ての設計図書を市に提出して、現場で市の確認を受ける。なお、斎場施設については平成 17 年 6 月 30 日の工事完了を遵守するものとし、法令に基づく完了検査及び届け出等のスケジュールを踏まえて、余裕を持った計画により、市の確認を受けるものとする。

- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・構造図
- ・設備図
- ・検査書
- ・工事内訳書
- ・官公庁打合せ記録

工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成すること。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算すること。

オ モニタリング

市は、建設時に書面及び現地調査により、斎場施設が設計のとおり建設されているかを確認するとともに、斎場施設の引き渡し時に検査を行うほか、設備等の稼動及び火葬場運営のリハーサル等を求めることができる。

S P C は、引き渡しまでに要求水準書の内容が確保できていないことが発見された場合は、早急に改善を行うものとする。

(4) 運営及び維持管理業務

S P C は、要求水準書に示す条件、事業者が提案する提出書類（以下「提出書類」）の内容及び以下に従い、本事業に必要な全ての運営及び維持管理業務を行う。

ア 運営維持管理計画

S P C は、提出書類の内容に従い、運営及び維持管理業務の開始 3 か月前までに、事業期間中の運営及び維持管理業務の計画書（以下「運営維持管理長期計画書」という。）を作成し、市に提出する。また、S P C は、提出書類の内容に従い、各事業年度の開始 3 か月前までに、当該事業年度の運営及び維持管理業務の計画書（以下「運営維持管理年間計画書」という。）を作成し、市に提出する。なお、記載内容については、供用開始までに市と S P C で協議して決定するものとする。

イ 施設の更新、修繕、増築等

S P C は、運営維持管理長期計画書及び運営維持管理年間計画書に基づき、斎場施設の修繕を実施する。S P C が大規模な施設の更新、修繕等が必要と判断した場合は、速やかに市へ報告し、協議を行うものとする。

ウ モニタリング

市は、事業期間中、提供されるサービスの水準を、書面及び現地調査により確認するとともに、排ガス等の水準を指定する検査機関に委託し確認する。

S P C は、事業期間中に要求水準書の内容が確保できていないことが発見された場合、早急に改善を行うものとし、改善が見られない場合又は事業の中断及びその他本事業の実施に重大な影響を与えた場合、市は支払いを減額できるものとする。

(5) 業務の委託

ア S P C から構成企業への委託

S P C は、本事業の全部又は一部を提出書類に示されるとおり、構成企業に委託する場合は、事前に市に通知し、承諾を得ることを要しない。

ただし、S P C は、本事業の全部又は一部を提出書類に記載のない範囲で構成企業に委託する場合は、委託開始の 21 日前に市に通知し、その承諾を得た場合のみ当該会社に委託することができる。

なお、市への通知後 14 日以内に特段の通知がない場合は、市が承諾したものとみなす。

イ S P C から構成企業以外の会社への委託

S P C は、本事業の一部を構成企業以外の会社に委託する場合は、委託開始の 2 1 日前に市に通知し、その承諾を得た場合のみ当該会社に委託することができる。

なお、市への通知後 1 4 日以内に特段の通知がない場合は、市が承諾したものとみなす。

S P C から本事業の一部を委託された構成企業以外の会社が、本件事業の一部をさらに別の会社に委託する場合も同様とする。

ウ 構成企業から他の構成企業への再委託

構成企業は、S P C から委託された本事業の一部を提出書類に示されるとおり、他の構成企業に委託する場合は、事前に市に通知し、承諾を得ることを要しない。

ただし、構成企業は、S P C から委託された本事業の一部を提出書類に記載のない範囲で他の構成企業に委託する場合は、委託開始の 2 1 日前に市に通知し、その承諾を得た場合のみ当該会社に委託することができる。

なお、市への通知後 1 4 日以内に特段の通知がない場合は、市が承諾したものとみなす。

エ 構成企業から構成企業以外の会社への再委託

構成企業は、S P C 又は他の構成企業から委託された本事業の一部を構成企業以外の会社に委託する場合は、委託開始の 2 1 日前に市に通知し、その承諾を得た場合のみ構成企業以外の会社に委託することができる。

なお、市への通知後 1 4 日以内に特段の通知がない場合は、市が承諾したものとみなす。

構成企業から本件事業の一部を委託された構成企業以外の会社が、本件事業の一部をさらに別の会社に委託する場合も同様とする。

(6) S P C の事業権契約上の地位

S P C は、市の事前の承諾がある場合を除き、契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(7) 市と S P C の責任分担

市と事業者の責任分担は、募集要項、契約書その他の本事業の規定によるものとし、S P C が実施する設計、施工、運営及び維持管理業務の責任は、原則として S P C が負うものとする。

ただし、火葬取扱数については以下の通りとする。

- ・市の想定する1日最大火葬取扱数を上回る需要があった場合、事業者は引き受ける義務がないものとし、翌営業日以降に対応する。
- ・火葬炉の設置計画や運営体制の不備等、事業者の帰責自由によって1日最大火葬取扱数に対応できない場合、事業者が責任を負う。
- ・年間火葬取扱数の実績が市の想定を上回った場合、市が追加費用を負担する。

なお、建設期間中の損害保険や供用期間中の損害保険、賠償責任保険等の保険は、SPCが自らの責任において付保するものとする。

(8) 土地の使用等

SPCは、本件施設の設計、施工、運営及び維持管理業務に必要な範囲において、事前に市の承諾を得ることによって、土地を無償で使用することができる。

6 提案価格の算定方法及びサービスの対価の支払等に関する事項

(1) 提案価格の構成

提案価格は、以下のサービスの対価及び事業期間中に市が支払う光熱水費から構成される。

ア サービスの対価 1

市が、SPCに対して支払う本件施設の設計及び施工に要する費用に係る借入金の元金及び支払い金利に相当する金額とする。

イ サービスの対価 2

市が、SPCに対して支払う本件施設の運営及び維持管理に係る業務委託料とする。ただし、下記ウに定める光熱水費については含めない。

ウ 市が支払う光熱水費

本件施設の運営及び維持管理に係る光熱水費は、売店及び食堂部分での使用分を除き、市が直接支払うものとする。

(2) 提案価格の算定方法

ア サービスの対価 1

サービスの対価 1 は、本件施設の施工に係る下記の費用と、それを市が割賦で支払うことによる、割賦支払い金利との合計金額とする。

- ・SPCの設立に要する費用
- ・各種申請業務、設置事前協議業務に要する費用
- ・斎場施設の基本設計、実施設計及びその関連業務に要する費用
- ・敷地造成及びその関連業務に要する費用
- ・斎場施設整備及びその関連業務に要する費用
- ・その他建設期間中の資金調達等に要する費用

金利は5年ごとの変動とし、金利水準は、6か月LIBOR(London InterBank Offered Rate)を5年でスワップして得られる円の固定金利をベースに、民間事業者の提案に基づくスプレッドを上乗せしたものとする。

金利の基準日は平成17年10月1日の2銀行営業日前を初回として、以降平成23年4月1日(同)、平成28年4月1日(同)、平成33年4月1日(同)とする。

提案書類作成にあたって使用する基準金利の基準日は、平成15年7月1日とする。

イ サービスの対価 2

サービスの対価 2 は、以下のものを含む運営及び維持管理に要する費用とする。
算定する期間は、S P C が施設等の引き渡しをした日から事業期間が終了する日までとし、供用期間中に要する運営及び維持管理に係る費用は、S P C が運営する売店及び食堂部分での使用分以外の光熱水費を除き全て賄うものとする。

<火葬業務に要する費用>

- ・火葬炉運転業務に要する費用
- ・利用者受付業務に要する費用
- ・告別業務に要する費用
- ・炉前業務に要する費用
- ・収骨業務に要する費用
- ・火葬炉保守管理業務に要する費用
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務に要する費用

<火葬以外の業務に要する費用>

- ・S P C の運営に要する費用
- ・葬祭場運営業務（受付、祭壇等の貸出管理、葬儀備品及び資材の管理）に要する費用
- ・動物炉運営業務
- ・料金徴収代行業務に要する費用
- ・その他事務支援業務に要する費用
- ・建物保守管理業務に要する費用
- ・建物設備保守管理業務に要する費用
- ・外構維持管理業務に要する費用
- ・清掃業務に要する費用
- ・環境衛生管理業務に要する費用
- ・警備業務に要する費用
- ・予約受付システム保守管理業務に要する費用

上記に示されていない費用の負担方法については、以下のとおりとする。

- ・光熱水費は、売店及び食堂部分を除き、原則として市が負担する。
- ・売店及び食堂業務に要する費用は、光熱水費を含めてS P C が負担する。
- ・霊柩自動車運送業務に要する費用は、市が利用実績に応じて別途支払う。
- ・予約受付システムに係るネットワーク回線の使用料は、市が負担する。

ウ 市が支払う光熱水費

光熱水費は、売店及び食堂部分を除き、原則として市が負担する。

(3) サービスの対価の支払い

ア サービスの対価1

市は、以下のとおりSPCに支払う。

平成17年10月を初回として、以後平成38年4月まで、年4回(4月、7月、10月、1月)に分けて支払う。

元利均等払いとする。

イ サービスの対価2

市は、以下のとおりSPCに支払う。

SPCは、平成17年10月を初回として、以後平成38年4月まで、年4回(4月、7月、10月、1月)各月10日までに前3か月分の業務報告書及び請求書を、市に提出する。

市は、SPCから請求書を受け取った後、業務の履行状況を確認の上、契約書に定める月に支払いを行う。

各年度の運営維持管理費は、年間火葬取扱数にかかわらず固定とする。ただし、年間火葬取扱数が市の想定を上回った場合、SPCは火葬業務に要する費用について、積算根拠を明示することを前提に、市に対して追加費用を請求できるものとする。

(4) サービスの対価の増額措置

ア サービスの対価2

市は、市が支払う光熱水費の支払い実績から算出される光熱水費原単位が、事業者が提出した提案書類に記載された光熱水費原単位より下回った場合は、そこから得られた支払い減額分の50%相当額をSPCに支払うこととする。

(5) サービスの対価の減額措置

ア サービスの対価2

市は、SPCの運営及び維持管理業務のモニタリングを行い、以下の場合について、SPCへの支払いを減額できるものとする。具体的なモニタリング方法及び運営維持管理費の減額方法は、条件規定書の別紙5に示すとおりとする。

- ・1日最大火葬取扱数に対応できない場合
- ・年間稼働日数が300日未満となった場合
- ・各業務の要求水準を満たしていない場合

市は、市が支払う光熱水費の支払い実績が、事業者が提出した提案書類に記載された光熱水費原単位と大きく上方に乖離した場合は、SPCに対してサービスの対価2の支払額を減額することができるものとする。具体的なモニタリング方法及び運営維持管理費の減額方法は、条件規定書の別紙5に示すとおりとする。

(6) サービスの対価の改訂

運営維持管理費は、毎年1回物価変動を勘案して改定を行う。

(7) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市はSPCから提供されるサービスを一体のものとして購入することから、SPCが市に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とする。

SPCが債権を譲渡する場合には、事前に市の承諾を得ること。

イ 債権への担保権設定

SPCが市に対して有する債権に対し担保権を設定する場合は、事前に市の承諾を得ること。

市は、担保権の設定が事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は、承諾しないものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約の枠組み

ア 対象者

優先交渉権者が設立するSPC

イ 締結時期

仮契約 平成15年11月(予定)

本契約 平成15年12月(予定)

ウ 事業契約の概要

本募集要項、提案内容及び条件規定書に基づき、締結するものであり、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定める。

エ その他

契約の締結においては、PFI法第9条の規定に基づき、議会の議決を要する。
なお、優先交渉権者が、議会の議決までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないことがあるものとする。

(2) 契約手続き

市は、条件規定書に基づき、優先交渉権者と速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを行う。このとき、条件規定書に示す基本的な条件の変更は行わないものとする。

優先交渉権者は、平成15年11月中を目途にSPCを設立し、市とSPCの間で仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決を得た場合に正式の本契約となる。

契約交渉段階において優先交渉権者が(1)のエに定める制限又は処分を受けた場合若しくは契約交渉の結果、市と選定された優先交渉権者との間で契約締結に関する合意がなされなかった場合、市は、プロポーザルの総合評価において次点を獲得した応募者に優先交渉権を付与し、速やかに契約交渉及び契約締結の手続きを行う。

なお、市と次点を獲得した応募者との間で同様の事態が発生した場合は、同様に優先交渉権を順次繰り上げるものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

8 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案内容、契約書等に従い、誠実に業務を遂行し、誠意をもって責任を履行する。

(2) 構成企業の役割

構成企業は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にしたうえで、各業務を遂行する。なお、代表企業は市との契約等諸手続を行うものとする。

(3) 日本政策投資銀行の融資等の取扱い

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、本プロポーザル参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、本プロポーザル参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

ただし、当該融資制度の趣旨は、事業者の提案喚起及び本事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、本プロポーザル参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度については、平成18年3月31日までの時限措置である。

9 提出書類作成要領

(1) 提出書類

提出書類は、以下のとおりであり、別添資料の様式集に基づくこと。

ア 質問受付

質問を提出する場合は、質問書（様式1）を提出すること。

イ 参加表明、資格審査申請時の提出書類

参加表明及び資格審査申請時に、次の書類を一括して正副各1部提出すること。

参加表明書（様式2）

グループ構成表（様式3）

参加資格審査申請書（様式4）

実績確認資料（様式5）

参加資格が確認できる書類

一級建築士事務所の登録を行っていることが確認できる書類の写し

土木建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し

機械器具設置工事につき特定建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の審査結果通知の写し

最近2年間に本店所在地において下記の税を納税していることが確認できる書類

- ・国 税 : 法人税、消費税
- ・県 税 : 法人事業税
- ・市町村税 : 法人市町村民税、固定資産税

ウ 提案辞退時の提出書類

提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式6）を提出すること。

エ 提案時の提出書類

提案時の提出書類は、(2)の作成要領に従い、次の4分冊に分けて作成し、< >内に示す部数を提出すること。

提案提出に関する書類 < 正1部、副1部 >

提案提出書 (様式7)

提案書類一覧書 (様式8)

事業計画の内容に関する提案書類	< 正 1 部、副 1 0 部 >
事業計画の内容に関する提案書	(様式 9)
提案概要説明書	(様式 1 0)
施設整備計画書	(様式 1 1 - 1 ~ 3)
施設の運営に関する計画書	(様式 1 2 - 1 ~ 3)
施設維持管理計画書	(様式 1 3 - 1 ~ 4)
供用開始までのスケジュール表	(様式 1 4)
施工の方針	(様式 1 5)
その他の取り組みに関する提案	(様式 1 6)
自主確認表	(様式 1 7)
事業の確実性及び安全性に関する提案書類	< 正 1 部、副 1 0 部 >
事業の確実性及び安全性に関する提案書	(様式 1 8)
資金計画表	(様式 1 9)
長期収支計画表	(様式 2 0)
S P C の経営全般に関する提案	(様式 2 1)
事業遂行の確実性に関する提案	(様式 2 2)
火葬炉実績確認資料	(様式 2 3)
価格に関する提案書類	< 正 1 部、副 1 部 >
提案価格に関する提出書	(様式 2 4)
提案価格	(様式 2 5)
サービスの対価 1 算出根拠 - 1 ~ 2	(様式 2 6 - 1 ~ 2)
サービスの対価 2 算出根拠	(様式 2 7)
市が支払う光熱水費算出根拠	(様式 2 8)

(2) 作成要領

提案時は、提出書類の様式集に従い、以下の要領で作成するものとする。

ア 一般的事項

- ・提出書類の分冊ごとに、各ページの下中央に通し番号をふるとともに、様式ごとの提出枚数及び頁を記入する。また、右下の欄に市より送付された参加資格審査結果通知書に記載されている番号を記入し、住所、会社名、氏名等は表示しない(「提案提出書(様式7)」、「資金計画表(様式19)」及び「金融機関等の関心表

明書」の金融機関名、「事業遂行の確実性に関する提案（様式 2 2）」、「火葬炉実績確認資料（様式 2 3）」を除く。

- ・言語は日本語とし、全て横書きとする。
- ・図面は J I S の建築製図通則に従う。
- ・提案書提出時には、各提出書類の指定部数に加え、提出の指定のある様式については、Microsoft 社の Word または Excel を使用して作成し、3.5 インチフロッピーディスク又は C D - R に保存し提出すること。
- ・審査に当たっては、事業者選定基準書に従い提案書類を審査するため、各様式には審査項目に対応した提案を記入すること。なお、審査項目に対応した様式に記入がない場合は、他の様式に記入があっても審査対象とならないこともあることに留意して、各様式を作成すること。
- ・各様式とも、各様式に記載の枚数以内で作成すること。
- ・指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、該当する様式と関連する部分の提案は全て無効とするとともに、得点はゼロとみなすものとする。

イ 提案提出に関する書類

- ・様式 7 ~ 8 を作成する。A 4 縦を使い、左上側綴じとすること。

ウ 事業計画の内容に関する提案書類

- ・様式 9 ~ 1 7 を作成する。A 4 縦（一部 A 2 横長折り込み）を使い、左上側綴じとすること。
- ・添付図面及び様式中の図面の縮尺は適宜とするが、寸法又は縮尺が分かる標記をすること。

エ 事業の確実性及び安全性に関する提案書類

- ・様式 1 8 ~ 2 3 を作成する。A 4 縦（一部 A 3 横長折り込み）を使い、左上側綴じとすること。
- ・様式 1 9 については、「金融機関等の関心表明書」を添付すること（様式任意）。
- ・様式 2 0 については、市が付与するフォームに入力し、印刷したものを使用すること。

オ 価格に関する提案書類

- ・様式 2 5 ~ 2 8 を作成する。A 4 縦（一部 A 3 横長折り込み）を使い、左上側綴じとすること。
- ・様式 2 5 ~ 2 8 については、市が付与するフォームに入力し、印刷したものを使用すること。

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項及び別添資料の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い及び著作権

著作権

選定された提出書類の著作権は市に帰属されるが、提案者は市と協議の上、提出書類を展示及び複製できることとする。

また、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの提案者（グループを含む）に帰属されるが、審査結果の公開のために市が一部公表することができる。

特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「特許権等」という。）の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

オ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。